



令和5年地方分権改革に関する提案募集における 関西広域連合と構成府縣市との共同提案について

令和5年5月25日
本 部 事 務 局

1 概要

構成府縣市が提出する提案事項に対する所管府省の真摯な検討を促し、実現に向けた後押しを行うため、構成府縣市提案事項のうち、提案団体以外の構成府縣市の同意が得られたものについて、関西広域連合及び賛同府縣市の連名による共同提案とし、内閣府地方分権改革推進室に提出した（提出期限：5月19日）。

2 共同提案件数

計 12 件（共同提案事項一覧は別紙のとおり）

| 主提案団体 | 京都府 | 大阪府 | 兵庫県 | 奈良県 | 鳥取県 | 計 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 件数 | 1 | 4 | 3 | 3 | 1 | 12 |

3 今後の提案募集スケジュール（予定）

- 6月 地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会合同会議（重点事項の決定）、
関係府省への検討要請
- 7月 関係府省からの第1次回答公表
- 8月 提案団体から関係府省第1次回答に対する意見提出
- 9月 関係府省からの第2次回答公表
- 11月 地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会合同会議（対応方針案）
- 12月 地方分権改革推進本部、閣議（対応方針決定）

関西広域連合と構成府縣市との共同提案事項一覧（令和5年）

| 提案事項 | 求める措置 | 提案団体 (主提案団体、賛同団体) |
|---|--|--|
| ① 医薬品等の国家検定に係る都道府県經由事務の廃止等の見直し | (1)医薬品等の国家検定について、都道府県經由事務を廃止し、検定申請等の事業者から直接、検定機関（国立感染症研究所）に提出する形とすること (2)都道府県經由事務の完全な廃止が困難な場合は、都道府県・事業者の負担軽減に資する見直しを行うこと（手続をオンライン化し、オンラインにより手続がされた場合の都道府県經由事務に限り廃止する等） | 京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、関西広域連合 |
| ② 自動車損害賠償責任共済の共済掛金の改定に係る同意手続の簡略化 | 共済掛金の変更申請について、その内容が責任保険に係る基準料率と相違ないものであると確認できる場合は、金融庁長官及び国土交通大臣の同意を不要とすること | 大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、関西広域連合 |
| ③ 共済事業認可業務手続きに係る保険商品等の内容の妥当性の担保 | (1)中小企業等協同組合法の規定により都道府県が行う共済規程の認可における共済事業及びその商品の妥当性の審査は、全国での公平性及び消費者保護の観点から、専門知識を有する国において判断することが望ましいこと (2)ただし、引き続き都道府県において事務を行う場合は、国において審査の基準となるマニュアルやガイドライン等を整備するとともに、適切な審査を行えるよう意見照会制度を創設すること | 大阪府、兵庫県、和歌山県、関西広域連合 |
| ④ 「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金」に係る交付要綱の早期提示 | 交付要綱の提示時期を早めること | 大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市、関西広域連合 |
| ⑤ 町村における生活保護費の資金前渡（窓口交付）に係る法規定又は資金前渡手法の整備 | 町村における生活保護費の交付（いわゆる窓口払い）に関し、都道府県から町村に資金前渡している生活保護費の紛失等が発生しても町村長個人が責任を負うことがないように、法規定又は資金手渡し手法の整備を行うこと | 大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、堺市、関西広域連合 |
| ⑥ 国から地方公共団体へ再犯防止対策に必要な出所者の情報提供の拡大 | 地方公共団体が地方再犯防止推進計画等に基づき再犯防止に関する施策を検討・実施するにあたり、特別調整の対象者だけでなく、本人同意が得られた満期釈放者をはじめ支援が必要な出所者の個人情報等について、国からの早期且つ丁寧な情報提供を行うこと | 兵庫県、滋賀県、大阪府、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市、関西広域連合 |
| ⑦ 奨学金事業における公益財団法人等によるマイナンバー独自利用の対象化 | 法律でマイナンバー利用が認められている事務と性質が同一の事務について、県が当該事業のために設立した公益財団法人等に業務移管や業務委託を実施する場合は、当該団体のマイナンバー利用を可能とすること（例として、旧日本育英会（現独）日本学生支援機構）から事務移管された奨学金事業） | 兵庫県、関西広域連合 |

| 提案事項 | 求める措置 | 提案団体 (主提案団体、賛同団体) |
|--------------------------------------|--|--|
| ⑧ 小規模放課後児童クラブへの補助に係る大臣承認を必要としない類型の追加 | 山間地や漁業集落、へき地、離島以外にも、厚生労働大臣の承認が不要な10人未満の小規模放課後児童クラブの類型を追加すること (例)都市近郊の農村地域、中山間地域、オールドニュータウン等 | 兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市、神戸市、関西広域連合 |
| ⑨ 特定外来生物防除事業交付金の交付決定に係るスケジュールの見直し | 特定外来生物防除事業交付金について、春季から活動を開始する外来生物に対応していくため、年度当初から事業を実施できる事業スケジュールに見直すこと | 奈良県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、関西広域連合 |
| ⑩ 特定された抗体陰性豚に対する豚熱ワクチンの追加接種を可能とすること | 豚熱ワクチン接種推奨地域における追加接種について、免疫付与状況等確認検査の結果が80%以上の豚群についても、抗体陰性豚が特定されている場合にあっては、国と協議の上、その豚に対しての追加接種を認めること | 奈良県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、神戸市、関西広域連合 |
| ⑪ 社会福祉施設等整備費国庫補助金の複数年度に渡る工期への対応 | 厚生労働省において実施する社会福祉施設等施設整備費国庫補助事業において、必要に応じて国庫補助金の交付決定(支出負担行為)で債務負担を行うなど、複数年度にわたる施設整備計画を認めるよう見直すこと | 奈良県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、堺市、神戸市、関西広域連合 |
| ⑫ 夜間中学における遠隔授業に係る要件緩和 | (1)学校長が必要と認める場合、受信側に教員免許を持っていない者の配置も可能とすること (2)自宅において遠隔授業を受けた場合、学校長が必要と認めた場合には出席扱いとすること (3)遠隔教育特例校制度に係る申請手続や評価・公表等実施に係る負担軽減を行うこと | 鳥取県、兵庫県、和歌山県、京都市、堺市、関西広域連合 |